

第1回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成13年7月17日(火) 午前10時~12時15分

2 場 所 プラザ洞津高砂の間

3 出席者

(1) 委 員

渡辺委員長、木本副委員長、青木委員、大森委員、朴委員、速水委員、福島委員、

(2) 事務局

県土整備部長、公共事業推進審議監、公共事業推進課長、河川課長 他

農林水産商工部次長、農業基盤整備課長

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業推進審議監)

定刻となりましたので、ただ今より第1回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は7名の委員中、7名の委員の方に出席を賜り、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条の2に基き、本委員会が成立する事を報告いたします。

私は三重県公共事業再評価審査委員会の事務局を担当しております、県土整備部公共事業推進審議監の田中でございます。本日の司会を務めます。よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、会議に入らせていただきます。会議にあたりまして、まず始めに三重県公共事業総合推進本部副本部長であります、吉兼県土整備部長からご挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

(県土整備部長)

ただ今ご紹介にあずかりました県土整備部長の吉兼でございます。平成13年度第1回公共事業再評価委員会の開催にあたりまして、事務局側の代表として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方にはお暑い中、またご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆さんご承知のように、現在公共事業につきましては、小泉内閣の聖域なき構造改革の中で、受益と負担の観点から国と地方の役割分担を見直そうとか、財政改革の視点から資源配分の硬直的な打破を図ろうとか、公共事業をとりまくあり方が課題になっております。そういう中で一層より効率的、重点的な公共事業の執行が強く求められているのではないかと理解しております。本県におきましても、これまでも公共事業の改革にいろんな形で取り組んでまいりましたが、特に平成13年度からは「公共事業評価システム」というものを試行し、厳しい財政状況の中ではありますが、生活者起点のより効果的、効率的な社会資本整備を進めていきたいと考えております。

また公共事業の実施におきましても、去る6月には入札・契約制度検討会議を新たに立ち上げさせていただきます。公共事業の実施のより透明性、客観性、競争性を高めるためのさまざまな改善を進めていくこととしております。

一方公共事業におきましては、単に新しく取り組むものだけではなく、従来進めている公共事業についても、一度走り出すと止まらないとか、それを止める仕組みがないといった指摘を従来からいろんな形で受けてきております。こういう中、去る平成12年度におきましては、自民・公明・保守の与党3党が公共事業の抜本的な見直し基準を打ち出し、中止勧告を行うなど、特にこういう継続中の公共事業のあり方についても大きな社会問題となってきたわけでございます。

公共事業の中には着工以来、非常に長期間を要するものが多くあるのも事実であります。社会経済情勢の変化の中で、住民のニーズが変わっているとか、事業目的が妥当であるとか、常にチェックをしながら進めることが重要であると私どもも理解しております。

こういうような観点から公共事業の効率性、及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、継続中の事業について県自ら再評価を行ない、必要な見直しを行っていかうという主旨で、平成10年度より導入いたしましたのが、公共事業再評価システムであります。この再評価の実施にあたりましては、行政内部の判断だけではなくて、県が作成しました対応方針につきまして、行政外部の方々のご意見を聞かせていただく事が、再評価の客観性、透明性を高め、住民参画の県政を進める上でも非常に重要であるという認識の基で、この再評価審査委員会を設置したところでございます。

設置以来これまで3カ年が経過いたしました。渡辺委員長、木本副委員長を始め、6名の各委員には3年間、また途中から参画いただいた大森委員には昨年度から、非常にご多忙のところ非常に熱心なご審議をいただき、また有益なご提言、ご意見をいただいております。県といたしましても大変感謝いたしておる次第でございます。

特に昨年度は、先程申し上げましたように与党3党の公共事業の見直し等もありまして、9回と非常に多くに委員会を開催させていただきました。非常に長時間にわたりご熱心な審議もいただきました。その結果、公共事業抜本見直し基準、及び建設省基準で中止対象とされておりました県事業6事業、市町村1事業、合わせて7つの事業については中止をご了承いただいたところでございます。

また通常の再評価対象事業につきましては、県事業で20事業、市長村事業で20事業、合わせて40事業の再評価を行ない、うち漁港改築事業の1事業につきましては中止、残る39事業については継続という方針についてもご了承いただいたわけでございます。

しかし継続をご了承いただきました事業につきましても、委員会審議の中で様々な観点からご意見をいただきました。一部の事業については再度今年度の委員会で審議いただくものもございます。委員会でいただきましたご意見につきましては今後の公共事業の進め方、また公共事業の企画に十分反映させていただきたいと考えております。

さて、現在の経済状況の厳しさを反映しまして、平成14年度も引き続き、県税収入等の大幅な伸びが期待できず、公債費等の義務的経費の大幅増加から公共事業を取り巻く財政状況についても非常に厳しいものが予想されます。また先程も申しましたように、小泉内閣の構造改革の中では、公共事業につきましては特に縮減の方向が打ち出されております。そうした中であるからこそ、一層公共事業の見直しを進めていくことが必要であると私どもは考えております。

そういう中でこの公共事業再評価審査委員会委員の皆様のご意見をいただきながら、より充実した公共事業の客観性、透明性の一層の向上に取り組むとともに、やはり生活者起点の公共事業の重点的・効率的な整備を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

こうした観点から今年度につきましても、後ほど事務局から説明させていただきますとおり、多くの事業のご審議をお願いしたいと考えております。今後委員の皆様方にはお忙しい中、まことに恐縮ではございますが、十分にご審議をいただき忌憚のないご意見を出していただき、それを私どもの県政に反映させていただくよう、何卒よろしくお願ひしたいと思います。以上、若干長くなりましたが、冒頭に際しての事務局側のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひしたいと思います。

(公共事業推進審議監)

ありがとうございました。それではここで改めて各委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿に従いましてご紹介させていただきます。

まず渡辺委員長でございます。次に青木委員でございます。次に大森委員でございます。次に木本委員でございます。

次に朴委員でございます。次に速水委員でございます。最後に福島委員でございます。

続きまして事務局側の職員の紹介をさせていただきます。県土整備部長の吉兼でございます。農林水産商工部次長の松岡でございます。公共事業推進課長の木戸でございます。農業基盤整備課長の小出でございます。河川課長の柴原でございます。その他事務局の職員が出席いたしております。どうぞよろしく願います。

それでは議事次第に従いまして、審議について渡辺委員長によりお願いいたします。

(委員長)

それでは審議に入りたいと思います。どうぞ本年もよろしく願います。それでは本日の議事の進行について、事務局から説明をお願いいたします。

(公共事業推進課長)

それでは本日の議事の進行につきましてご説明を申し上げます。今年度、平成13年度最初でございますので、今年度予定しております対象の事業につきまして若干のご説明を申し上げたいと思います。

お手元の資料の赤いインデックスを付けた資料の4ページをご覧いただきたいと思います。一覧表となっております。今年度この4ページの県事業は20箇所を予定しております。それからその裏ですが5ページの市町村事業の7箇所、合計27箇所の再評価を予定しております。よろしく願い申し上げます。

それで今日は、この資料の4ページの右の方に が打ってある事業、この事業につきましてご審議願うんですが、ご説明申し上げたいと思います。特に本日の説明する事業の中で、この13番の事業、農地防災ダム尾呂志地区の事業と、それから4番の片川生活貯水池建設事業、これにつきましては共同事業ということでございますので、一括してご説明をさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、この再評価の実施の要領につきまして、実は国土交通省のほう若干、省庁の再編ということで、要領を新たに作ってまいりましたので、その辺を若干ご説明申し上げたいと思います。

青いインデックスのついた資料の4のところに、国土交通省の再評価実施要領そのものを付けてございます。

国土交通省につきましては、省庁再編によりましてこの1月に建設省・運輸省・北海道開発庁等が統合いたしまして、国土交通省が誕生いたしました。その関係でこれまで各省庁が定めておりました再評価要領、そういったものをまとめて国土交通省所管公共事業の再評価実施要領として策定されたものでございます。それと若干変更点が含まれた形でこの要領は作られております。その辺をちょっとこのスライドを使ってご説明を申し上げます。

まず対応方針でございますが、これまで再評価の結果につきましては、問題がなければ継続、また事業継続が適当と認められない場合には休止、それから中止とする事となっております。この変更された要領ではこのうち、休止といった若干グレーな部分がなくなりまして、継続するか中止とするかということとなりました。これが大きな一つの変更点であります。

それからもう1点が、再評価の視点、対応方針の考え方でございます。まず の事業の必要性等に関する視点でございますが、この中で事業の投資効果については、これまででもできる限り費用対効果分析の実施に努めてきたところですが、今後は原則としてこの費用対効果分析を実施するということになりました。少し赤で強調してございます。そこが1点。それから昨年度の与党3党の公共事業の抜本見直しを踏まえまして、 の事業進捗の見込みの視点、これが新たに追加をされております。こうした再評価の視点の変更により

まして、これまで余り明確でなかった対応方針の考え方が明確化されたということになります。例えば、用地交渉が暗礁に乗り上げたといった場合とか、予想しなかった技術上の問題点が発生したとか、工事の継続が困難と判断したといった場合も中止の対象となるということになってございます。

こういった変更点がございしますが、ただ私どもの県では昨年度委員の皆さん方にもご説明申し上げたんですが、県独自の見直しという基準を定めて取り組みを進めております。その私どもの県独自のものと内容的には同じというように考えております。

そういった意味で今の評価につきましてはそんなに変わりはないんですが、ただこういった国土交通省の方向ということもございしますので、今後この要領に対応した形で評価を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、資料説明、どうもありがとうございました。

それでは今の公共事業推進課長さんから、国土交通省の再評価要領の説明をいただきました事について、もし簡単な、テクニカルな点で何か質問、ご意見ありましたら、伺いを若干したいと思っておりますが。

結局そうすると、休止というのはこの三重県の再評価でも原則としてそういう選択はしない、継続か中止かどちらかと、そういうふうな変更になるというふうに理解してよろしいんですね。

(公共事業推進課長)

はい、今後休止という考え方はなくすという方向でお願いしたいと思っております。ただ、今のは国土交通省の要領でございしますので、あと農林水産省とかそういったところが若干まだ調整が取れておりません。その辺も踏まえてということになるのですが、私どもとしてはこの方向で進めたいということをお思っております。次回にはそういったうちの方の要領も変えた形でご報告をさせていただきたいと思っております。

(委員長)

次回に三重県としてのこれに伴う変更、統合のお話をさせていただくんですね。

(公共事業推進課長)

調整した上での要領改正を説明させていただこうと思っております。

(委員長)

分かりました。はい、どうぞ。

(福島委員)

そこでどういう議論がなされて、休止がなくなったのかということをおちょっと説明していただきたいなと思っております、簡単で結構なんですけど。

(公共事業推進課長)

ちょっとその辺の経緯は分からないのですが、昨年度の与党3党の見直しの段階で休止の事業は、これはもう中止だという判断がなされました。去年の事業の見直しの段階で、その考え方をそのまま踏まえたというように私どもは理解をしております。ですからもうその去年のその時点で休止というのではないんだと、中止なんだと、こういう考え方をされたと考えております。

(委員長)

若干私は別の、中部地方整備局で経験したところでは、木曾川導水事業なんかでそれで

して、一応中止と、中止して新規に違った形でまた再提案をするというような処理をするので、別に休止という、言わばかなり宙ぶらりんな状態でとどめておくよりは、やはり公共事業全体、早めに弾力的に処理できるという面ではいいのではないかというようなことを言われました。

よろしいですか、ほかにどうでしょうか、では速水さんどうぞ。

(速水委員)

そうすると今まで休止にしたのはなんか、もうなかったでしたっけ。林道が一つありましたよね、あれはでも、基本的に中止にしたんでしたっけ、次の年に。

(公共事業推進課長)

よろしいですか。10年度に三つか四つ休止という判断をいただいております。それにつきましては去年度と与党3党の見直しの時点で、全部中止という形で進めさせていただきました。今のところ休止はございません。はい。

(委員長)

それでは次回に県として統一した方針が出されるということですので、今日はこの件については以上のような事によろしいかと思えます。

それでは早速本日の資料の説明、農地防災ダム尾呂志地区、片川生活貯水池事業につきましての事務局の方の説明をお願いしたいと思います。

(農業基盤整備課長)

それでは失礼いたします。先程ご紹介いただきました農業基盤整備課長の小出でございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思えます。

まず農林水産省所管の防災ダム尾呂志地区、及び国土交通省所管の片川生活貯水池建設事業の共有する部分についてご説明申し上げたいと思えます。座って失礼させていただきます。

それではお手元の評価項目に沿ってご説明申し上げます。まず当事業の所在地でございますが、三重県の南牟婁郡御浜町古片川でございます。御浜町の南部に位置する地域で、当尾呂志川は御浜町の南部に位置しており、片川川等の支流を合流しながら流下し、熊野灘へ注ぐ延長14.3kmの二級河川でございます。片川川は河口より11kmの地点で尾呂志川に合流する延長約5.5kmの二級河川でございます。

続きまして事業の目的でございます。事業の目的には二つございまして、まず第一番目でございますが、農林省所管の洪水調整ダムでございます。この片川川の下流部の古片川地先に洪水調節ダムを新設し、ダム地点の計画高水水量 $130\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $80\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行ない、尾呂志川流域に広がる農地等の洪水被害軽減を図るものでございます。

続きまして目的の第二番目でございますが、国土交通省所管の既設用水の補給を行うなど、流水の正常な機能の維持と増進を図るためのものでございます。

続きまして事業内容でございますが、重力式のコンクリートダムでございます。堤高が37mでございます。そして堤延長が120.7mでございます。堤体積が3万3000 m^3 のダムでございます。総貯水量は106万 m^3 でございます。有効貯水量が80万 m^3 のうち洪水調節機能といたしまして70万 m^3 、流水の正常な機能、維持容量といたしまして10万 m^3 でございます。今、模式図で示しておりますとおりでございます。

続きまして事業の進捗状況についてご説明申し上げます。昭和49年に防災事業として着手いたしまして、その後平成6年に国土交通省所管の片川生活貯水池建設事業と共同施工となりました。また平成10年度には片川生活貯水池事業が再評価委員会で継続の答申をいただいております。

続きまして事業費についてご説明申し上げます。事業費につきましては、全体事業費が50億円でございます。そのうち農林省所管分が40億円でございます。平成12年度までに工事費、測量試験費、及び用地買収補償費としまして12億3000万円を費やして

ございます。工事につきましては今示してございますように工事用道路、及び既設道路の付け替え道路といたしまして、1630m、全体の事業量の62%に相当する部分の路体工を施工しております。また用地買収につきましては今示してございますように湛水区域とそして道路敷き、そしてダム本体敷きを昭和52年度から平成元年度までに買収を行い、現在全体の97%に相当します14万5039㎡を買収いたしました。しかしながら地権者2名、4665㎡については現在未買収となっております。その位置について、ダムサイトの付近でございますが、そこが現在未買収となっているところでございます。

続きまして事業の長期化の理由でございますが、2点ございます。一つは河川協議が長期化したということでございます。昭和49年度の着手時には片川川は普通河川でございまして、改修計画もなく法的な問題がなかったわけでございますが、昭和53年12月には準用河川として指定され、昭和57年3月には二級河川と指定されるなど、対象となる協議先が変更される中で河川協議が長期にわたり継続したわけでございます。それが第1点目でございます。二つ目には先程申しました用地買収の長期化がございます。重複いたしますが用地買収につきましては、14万5039㎡を買収済みでございますが、残る2名の地権者4665㎡についてはいまだに合意にいたっていない状況でございます。

続きまして事業をめぐる社会情勢の変化についてご説明申し上げます。まず受益面積でございますが、平成10年、平成11年に見直しをし、そして面積を精査した結果、受益地が75.1haとなりました。当初この事業は133.4haとして計画いたしましたので、約56%に減少したわけでございます。この理由につきましては農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う農業人口の減少等が考えられているわけでございますが、今示してございますようにまず下線の流域に広がる赤い部分は、今も受益面積としてカウントしているところでございますが、ちょっと今では見えていないんですが、緑の部分ですね、この辺が改廃をしております。かなり多くの周辺で改廃部分がございます。そしてもう一つは間接受益と考えております受益地の灌漑計画が廃止された、今手元で指示しているところでございますが受益地の灌漑計画が廃止されたと、こういう理由から面積も減少したわけでございます。

続きましてもう一つございます。洪水被害が大幅に減少したということがございます。事業計画時におきまして、昭和36年度から47年度までの被害実績と、昭和62年度から平成9年度までの近年11年間の被害実績を10年度単価で比較申しますと、農業被害で90%減少しております。ちなみに一般公共被害も含めると64%の減少となりました。非常に分かりづらいのですが、かつては総事業費で言いますと合計のところ...

(速水委員)

すいません、ちょっと見えないのでそれをコピーしていただけますか。文章、付いてます、付いてなければちょっとコピーしてください。

(農業基盤整備課長)

はい、申し訳ございません。後ほどコピーさせていただきましてご説明させていただきたいと思いますが、こういうことで現実的に被害が非常に少なくなったということでございます。この理由は雨の降り方もありますが、河川が災害復旧等で改修されたこと、そして受益地内の農地が徐々にですが改良された事等によりまして、農業用被害、一般被害が減少したものであろうかと考えているわけでございます。

続きまして経済性についてご説明申し上げたいと思います。これは事業効果の測定をもって示しております。事業効果は妥当投資額を総事業費で割った数値で求めているところでございます。まず総事業費について説明申し上げます。計画当初49年度時点では事業費9億4500万円で事業採択を受けたところでございますが、現時点で物価増を加えた形に置き換えますと総事業費が28億9300万円でございます。そして今回の見直しの結果は11億700万円の増という格好で農林部門として40億円となったわけでございます。計画当時と比較しましてボーリング調査とか、河川協議に伴う測量試験費の増、ダム本体の掘削量の増、それに伴うダムコンクリートの増、そして基礎処理工におけるカー

テングラウトの数量増などが主な事業費増高の要素でございます。

続きまして妥当投資額の説明をさせていただきます。妥当投資額と申しますのは過去10年以上に発生した洪水に対して、ダムを設置前後における被害の軽減額を算定するものとなっております。先にも述べましたとおり、近年洪水による被害額が計画当初に比べ大幅に減少しており、妥当投資額の大幅な減少につながったものでございます。この結果、見直し後の総事業費40億円に対し、妥当投資額が10億4206万4000円となりまして事業効果は1を大幅に下回る0.26となったわけでございます。更に農業効果の占める割合も当初は71%あったわけでございますが、事業実施要件の50%を大きく下回る7%となりました。

続きまして対応方針でございますが、事業の長期化に伴う見直しの結果、投資効果及び農業効果の割合とも農地防災ダムとしての事業実施要件に満たなくなったため、事業の継続は困難であり、農地防災ダムとして中止したいと考えているところでございます。以上防災ダム尾呂志地区の説明をさせていただきます。以下河川課長と交替させていただきます。

(河川課長)

河川課長の柴原でございます。あとよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。農業基盤整備課の説明に引き続きまして、共同事業者及び河川管理者の立場から対応方針、今後の方針について説明します。

農地防災ダム事業の継続が困難な状況を受け、共同事業者としての片川生活貯水池建設事業も中止したいと考えております。そこでダムの建設の中止を受け、河川管理者としての今後の方針は流下能力の低い区間から、順次段階的に治水安全度を向上させる河川整備を検討していきたいと考えております。この内容につきましてもう少し詳しく説明いたします。3ページの尾呂志川水系における当面の河川整備の進め方案に沿って説明していきたいと思っておりますので、3ページをご覧ください。

ここで尾呂志川水系について少し説明したいと思っております。尾呂志川水系は水源から片川川、阪本川、廣田川等の支川と合流しながら熊野灘に注いでいます。流域面積は約43km²で御浜町の約半分の面積を占めております。

それではまず一番目の河道の状況及び流下状況についてですが、河口より2.1kmまでの下流部では海岸沿いの区間を除いて国道42号阿田和橋から上流は左岸側に人口が集積しております。この区間は概ね5分の1の安全度です。これは5年に1回の洪水被害の起こる確率であります。一方2.1km地点から上流部は河川沿いに農地が広がっており、この区間では概ね3年に1回の洪水被害が起こる確率であります。

続きまして2の河川整備の進め方についてですが、まず尾呂志川の改修経緯としましては、昭和35年、昭和36年、昭和46年の出水を契機として災害関連事業、局部改良事業により部分的な護岸整備、掘削、堤防の嵩上げを実施してきました。その後、農地を守る必要性から農地防災ダム事業に着手しましたが、今回ダム建設の継続が困難な状況からダム建設を中止せざるを得ない状況になりました。ダム建設を中止するにあたり河川管理者の立場としては尾呂志川の治水対策について検討する必要があると考えております。そこで河川管理者としてはまず流下能力の低い区間を優先的に対策を進め、段階的に治水安全度を向上させる河道改修を実施する必要があると考えております。まず第1段階としては当面の河道改修でございますが、現状では安全度の低い区間である国道42号阿田和橋から柿原橋4.3km地点でございますが、この区間を主な対象として考えております。2.1kmまでの下流区間については人口の集積を考慮して現況の5年に1回の洪水被害から20年に1回の確率へ、また2.1kmから上流区間については河道沿いに農地があり人家への影響が小さいことから、3年に1回の洪水被害から5年に1回の確率への向上を目指していきたいと考えております。第1段階の整備における当面の治水対策の工事内容は、主に掘削による対応と考えております。この第1段階には予算の都合もあり相当の期間を要するものと考えておりますが、第1段階の整備により当面の安全度を確保した後は、県内の他河川の整備水準と整合を図りながら段階的に整備を進めたいと考えており

ます。以上で片川生活貯水池建設事業についての説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（農業基盤整備課長）

すいません、先程のペーパーをコピーさせていただきました。見にくい資料で申し訳ございませんでした。それについてご説明させていただきたいと思うのですが、昭和36年度から47年度までの被害の合計、上段が合計でございますが、平均値で言いますと1億6388万円でございます、それが今回62年度から平成9年度までの実績でございますが、平均値で申しますと5884万7000円という格好で、被害額、農地被害及び一般公共被害が非常に少なくなっている状況の説明の資料でございます。以上でございます。

（委員長）

ただ今で、この尾呂志地区、それから片川生活貯水池の建設事業の共同事業の説明をいただきました。事務局の方としてはダム事業が継続が困難になったということで、生活貯水池の事業も中止をすると、そして今後は河川の整備、治水安全度を向上させるための河川整備を今後検討するというところでありますが、以上の説明についての質問、どうぞお願いします。

（朴委員）

まず中止ということに関しては、そうせざるを得ないなというところがあります。ただそれに至る前に、今回こういった形になったところへの考え方を、本当にもう一度抜本的に考え直さないといけないんじゃないかなと思います。というのはどういうことをまず申し上げたいかという、今回尾呂志地区、農地防災ダムというものが年々災害そのもの自体が減っていて、実際に農地防災ダムとしての機能に関しては、もうしなくてもいいんだということであるならば、今後も農地防災ダムという目的で出される事業というものは、全て中止という形でのものまで視野に入れて考えているのかどうかということの見解を聞きたいのが一点であります。

もう一点はもともとこの委員会、生活貯水池とかそれに関しては継続という判断をした事があります。たまたま今回片川と尾呂志地区のこのダムがセットになっているということで、両方とも中止という形になるということであれば、分からなくもないんですけども、どうして生活貯水池建設事業と農地防災ダムというものを、一緒に考えるという形で事業が進んできたのかということへの説明を求めたいなと。どうもちょっと私には理解ができないと思います。

それからもう一点ですけれども、この表からは非常に重要なこと、たくさんの方が言えるのではないかというふうに見ているんですけども。ここに昭和36年から平成9年までずっといろんな形での農業災害、あるいは被害という形で出ているのですけれども、この表の見方をもう一度説明していただけますか。これは大変な事になると思うんですよ。もしこういう形で、これがどこにでも通用できるような話になっていくとすれば、結局農地防災ダムに関しては、一般的にいらないと、そういうことになりかねないんじゃないかなと思いますので、その辺を踏まえて説明をもとめたいと思います。

（農業基盤整備課長）

はい、それでは説明します。まず冒頭、このような状況で農地防災というのがすべて中止になるのではないのでしょうかというご質問でございますが、農林部門の農地防災が今後すべて中止というわけではないと思っております。基本的には受益地、防災すべき受益地が、他の地域の話でございますが、受益地があり、そして投資効率が今申し上げました1を越える、なおかつ農業被害が50%を越えるような地域が存在するのであれば、農地防災事業としては成立すると考えております。ちなみに三重県におきましては現在新たに農地防災ダムをこれから作るというところは、今の予定のところはございませんし、このような条件に合致しているところも今のところございません。それが一点でございます。

そしてもう一つが、被害の実績の一覧表についてもう少し詳しく説明しろということでございます。私ざっと合計の話だけしてしまいましたが、被害の実績に基いて妥当投資額を出す一番の基準になるものでございます。昭和36年から47年におきましては、かなり雨の状況も違う事は確かでございます。そういう状況の中で農作物、農地、農用施設というふうな分類をして私どもは全ての金額を把握してございます。そして農地については農地災害として報告されたもの、農用施設については農用施設災害として報告されたもの、農作物につきましては農業共済等を中心として報告されたもの、あるいは役場等に正式に報告されたものを含めた金額を集計してございます。36年もしかりでございますし、62年度から平成9年度についてもしかりでございます。その額と、一般公共と申しますのは河川、道路等、及び一般浸水も含めたそういうものを含めましてそこに数値として書かせていただきました。それらが平均的に、その上段で申しますと、計画当時は平均的な数字でございますが、年平均の被害額で申しますと1億6388万円であり、昭和62年度から平成9年度までの被害額で申しますと、年平均値で申しますと5884万7000円になったと、こういうことでございます。

(河川課長)

それでは、2点目のなぜ共同事業として施工としたのかについて説明をさせていただきます。当時農地防災ダム事業は洪水調整を目的として計画されていましたが、河川管理者が渇水時に河川の総合的な管理を適正に行うために、流水の正常な機能維持の目的も必要であると判断して共同施工に乗りました。今、片方が中止という段階になりまして、流水の正常な機能維持の目的のみでダムを建設する事は非常に、費用の面、それと費用対効果の判断も非常に困難な事もありまして、維持流量を目的とした共同事業も非常に困難と考えております。以上です。

(朴委員)

その説明に添って一点、もうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思うんですけれども。尾呂志地区のところで、この農用災害、あるいは被害という表をご覧になると分かると思うんですが、かなりばらつきがありますね。ばらつきがあるということはやっぱり災害というふうなものは何年に1回という形で突発的にというか、ある意味では周期的なものがあるのかもしれませんが、それがあると。だからこの農地防災ダムというふうなものは、全て中止という形にはならないんだということの裏づけになると思うんですね。ただ、ここで考えたのは何かというと、農地防災ダムがこれ以降三重県では計画されていないということで、説明されているんですけれども、数年後とか数十年後とか、必要に応じて出ることがあると思うんですが、ただかなり大きな割合で飛び火していくことはあるだろうと思うんですね。ここの農地と農用施設、農作物というところでのばらつきというものは、先程説明にあった川下では20年に1回のリスクとして、それから川上では5年に1回のリスクとして考えるんだということの整合性は、どういうふうに考えたらいいかというのか、その辺の部分の説明ができればお願いしたいと思います。

(農業基盤整備課長)

ばらつきについては、ご覧のとおりゼロのところもございまして、例えば昭和46年ですが非常に大きな被害のところもあります。これはですからまさに確率雨量と当然リンクしているわけございまして、それに基づいて常に毎年同じようなパターンで降るわけではない。ですからゼロがあったり何億があったり、例えば5億6000万になったりとか、そういうことでございます。先生がおっしゃっている5年確率とか、これは単に今施設が全くできていない状況の中で、実績として、ただ申し上げましたように、各々の河川の改良等は徐々に進んでいるという状況がございまして、改良と申しますのは、災害復旧等で改良されたということがございまして、そういう中で前後の大きな差が出ていることありますし、雨の降り方にも大きな差ができていてということでございまして、なんか解答にならないのかな。

(朴委員)

そうなりますと、ここに理由としては成り立たないんですよ。今の表を見ますと、どんどん災害が少なくなったとか、余り今後大きな災害はないだろうというふうに考えて、こういった農地防災ダムを中止するんだというところの説明としてのこの表というようなものは、矛盾しているというか説明に苦しいわけですよね。だから今回この出されているこの資料と、ここで書かれている部分と、この事業の中止に至るところの整合性をもう一度整理していただければ理解しやすいのではないかなというふうに思いまして質問をしたわけなんです。これはどういうふうに考えたらいいのか、もう一度説明をお願いできますか。これはどういう理由でこれが出てきて、この表の見方によってはさっき申しましたように、いろいろ年々のばらつきがものすごく大きい、特に近年の異常気象から見たら何が起きるか分からないような部分がある。数年に一度起きるということは過去数百年の間で最も大きな被害になるかもしれない。そういったような部分が必ずしもないとはいえないようなことができてきた。そういったような中で、この事業は中止なんだということの主な理由が農地防災の確率とか、年々被害が減るからもういいでしょうと、そういう形で中止にするんだよということへの裏づけには難しいでしょということをお願いしたいわけなんです。

(農業基盤整備課長)

先生が危惧されているのは、大変大きな被害の出る可能性もあるんじゃないでしょうか、こういう意味も含めてのお話でしょうか。

(朴委員)

大きな事業を中止するのか、あるいは継続していくのかということはこの委員会は判断をしないといけないんですよ。その時に納得いった形で中止なら中止、継続なら継続という形で判断をしないといけない。そういうところで出されているデータとか資料が相反するような部分もあるんじゃないかなと思う者としては、その辺の部分の説明をきちんとしていただいて、だからこういうふうな結論になりましたというふうになる一連のプロセスが矛盾しないで、あるいは完璧に納得いくものじゃないんだとしても、やむを得ないなという判断ができるような資料は、今これしかありませんかということをお願いしたいわけなんです。

(農業基盤整備課長)

はい、そういう意味では実は私どもが災害の実績を現実に数値化しているのが、今申し上げました二つの数値化しかございません。そして今回見直すにあたりまして、農水省の基準で申しますと近年の10年以上の実績を元にして50年の確率というスタンスの中で、再度全体を見直ししなさいということになっております。そういう意味で雨の量というのはずっと採ってございます。しかしそれにリンクした災害の金額的な資料というのは、現在ここに申しましたこの数量しかございません。それにリンクした数量しかございません。そういう意味合いから、基準でございまして、10年以上の資料を元にして50年の確率全体に広げて、それをいわゆる確率計算をしながら、じゃあそれだけの雨が降った状況の中で、そしてこんな中で近年の状況、昭和62年から平成9年の状況を想定して1年の平均の被害額がどれだけになるのかということ、実は回帰曲線という非常に面倒な関数を使いまして分析したわけでございます。

数値上、非常に複雑というか、回帰曲線といいますけど、関数に属するものでございまして、ずっと説明させていただければいいのですが、非常に数学的な話でございまして、ここではお話をずっとさせていただくのは如何かなと思ひまして、それは資料としては付けてございません。50年にわたっての、結局は62年から平成9年までの50年にわたる全体を想定しながら、雨の降り方を想定して今回の状況の中で被害額を算定すると、かつての状況と大幅な差異が生じてきているというところでございまして。そうなる採択基

準に基づく農水省の手法に基いて事業を進めていこうということで、算出しました妥当投資額に大きな減少が生じてきたということでございます。

(委員長)

今配られました「年度別実績被害額一覧表」というのは、これのデータの確認なんですけど、これは三重県の数値ですか。

(農業基盤整備課長)

これは御浜町の役場で整理していたものを使っております。

(委員長)

ああ、御浜町、この地域の、地域に限ってですね。

(農業基盤整備課長)

はい、そうです。この地域に限ってということでございます。はい。御浜町の役場で整理したこの付近の、当然この付近の、この部分だけという意味でございます。

だから三重県全体的に対して言っているわけではございませんでして、この地域に特筆してこのような状況です。ですからこの地域について、このダムがこういう判断をさせていただきたいと、こう申し上げているわけでございます。

(委員長)

それからもう一つこの表で確認ですが、計算し直したのは、62年から平成9年までのこの数値で再計算をしたんですね。

それで被害額の中で農業効果の割合というのは、7%というのはどれですか。

(農業基盤整備課長)

全体で7%と申し上げますのは、全体に占める効果の中で農業効果の占める割合が全体の中の7%という意味合いでございます。

(委員長)

ですから何を何で割ってます。112というやつですか、112650、

(農業基盤整備課長)

7%は妥当投資額で計算した数値で、

(福島委員)

そこでお聞きしたいのですが、総事業費が40億だけになっていて、全体事業費50億の事業費ですよね。これは農林関係だけしかこちらの方では挙げていないということなんですか、総事業費としては。

(農業基盤整備課長)

農林と建設部門とでは40億と10億という分類をしてございまして、農林としては40億を分母として考えております。

(福島委員)

そうするとこれは農林だけの再評価の視点だけで、建設の方はここには評価されていないということですか。

(農業基盤整備課長)

私どもは40億を分母として考えています。

(福島委員)

そうすると二つのところでやっているわけですから、そちらの建設の方も本当は再評価の視点がなければいけないのが、片一方だけしかこちらの方は計上していないという事ですか。

(農業基盤整備課長)

というか、農林水産省部門だけ、はい。

(福島委員)

一応2事業の共同事業なんですけど、建設の方はここでは評価を挙げていない。

(河川課長)

50億のうち10億は建設分としております。この10億については従来農地防災でやられる事業に、維持用水を確保するためにダムとしては規模が大きくなります。その費用分10億を挙げさせていただいております。

(福島委員)

うーん、それは事業費とは関係がないということでここではいいわけ、計算はやらなくていいわけなんですか。

(河川課長)

私どもの方は、一応不特定を、流水の正常な機能維持のための追加というんですか、そういうことで考えております。維持用水のための費用対効果の手段ですね、これについては確立されておられませんので、一応維持流量の費用対効果というのは今まで確立はされておられませんので、一応建設費の必要分を10億としてあげさせていただいております。基本的には農林で基本的な部分を作られますので、非常に私どもの方としては安価、一から維持用水だけの物を作るよりはずっと安くできますので、そういう判断の中で共同事業でさせていただくと、非常に効果のある事業ができると判断して共同事業で乗っております。

(福島委員)

うん、どうなのかな。

(速水委員)

これ、おっしゃるとおり農林水産省と国土交通省の二つの関係で事業がやられていると思うんですけども、今日は「三重県公共事業再評価審査委員会」という三重県の公共事業の再評価なわけですね。僕、たまに気になるところがあるんですけど、皆さん農林水産省の基準だとか国土交通省の基準だとか、その基準に頼ってそれぞれ評価されようと、これは基本的には当たり前の話だと思うんですが、しかし例えばこれのように共同で事業をやっているときに、これを止めるか止めないかというときは、僕はこれは公共事業推進課の方でもしっかり理解していただきたいのですが、こんなときはやっぱり両方あわせて検討させるという姿勢がない限り、ダムの5分の4だけ評価して5分の1評価しないなんていうのは、県民誰もとおらないですよ。これね、色をはっきり付けて、ここは建設省のダムですよ、ここは農林省のダムですよというふうに、色でも分けていればともかくとして、今の議論はちょっと不毛な議論だと思いますし、県の再評価に対応して公共事業推進課の方も、こういう資料が出てきたときに、このまま出させるというのはちょっと姿勢がおかしいんじゃないですかね。そういう議論をここでするというのは。農林水産省の基準だとか何とか、そこで頼ってではなくて、やっぱり三重県の再評価であれば再評価で県民に分かりやすくするという部分の努力が全くないような気がするんです。ちょっと技術的な話ではない話、委員長さん、どうですか。

(委員長)

共同事業だけど、中止の根拠となったのは農地防災ダムの中止と、その根拠だけ。農地防災ダムの方ができなくなったから、共同事業もできないから片川生活貯水池のほうも止めますと、こういう理屈ですな。

(速水委員)

理屈はそれでいいと思うんですよね、理屈は当然そうなんですけど、であればもう一度全体をあわせていかがですかというふうに、極めて簡単な話なんです。理屈はそれぞれよく分かって、今ご説明いただいてよく判るなと思って聞いていたんですけど、ただじゃあ最後の最後に両方を合わせて一体このダムの効果はあるの、ないのと、生活用水の部分の効果がほかに代替するようなものがあるのかとか、そういうふうな部分というのは結局はそこが一番知りたいんだと思うんですよね、皆さん。その辺がずっと分かる作り方というのは、これと並行してあるべきだと思うんですよ。

もう一点ついでにいいですか。農業被害が減ってきたとか、一般被害が減少したときの理由に、農地の改良があったとか、あるいは災害復旧の効果が出たというふうにおっしゃられているのですが、その例えばもちろんいろんな数字の結果として、他の効果もあってという、それだけの効果ではないんでしょうけど、もしその効果というのは一体どのぐらいの効果だというのは計算できなくはないですよ。それぞれの事業がそれぞれの投資をして、それぞれの効果が起きているわけですから、複雑ではあるんですけど。例えばダムで全体で50億のダムを作るというふうな前提の中に、もしも農業の農地の改良だとか、災害復旧だとかそれぞれの小さな他の目的をもった事業の結果としてそれだけ災害が減るならば、こんないい話はないわけですよ。農地改良を一生懸命やったから被害が減る、農地改良もその被害を減少させる、多分どこかに効果を求めた事業としてあるんだと思うんです。災害復旧は当たり前の話で、災害復旧ですから。そうすると今後県の公共事業というのは、多分その辺を整理していかなければいけないんでしょうけど、当たり前の代替案みたいな計算ではない、こういう形で出てきたのなら一回それはどのぐらいの対費用効果になっているんだというのは当然分かるわけですよ。農地の被害だってこの数字がよければ、10分の1から9分の1近くなっているわけですよ。10分の9の部分減らした効果って一体どこにあったんだと、それだけ。それが他の事業をやりながらそれだけ効果が出るんだとしたら、50億のダム事業ではないもっと適切な事業が存在しているだろうと。それを探すというのは一番今の時代大事だと思うんですよね、今の時代には。そういう部分が出てこなければおかしい。大変なんですけど、逆に大変なだけどこに県としては人員を投入し研究をさせるという姿勢がないんだと思うんです。それはよく言われる縦の流れの中で事業評価、さっきの話につながってくる。それを整理していかないと、やっぱり無駄だと皆思われながらも、どうしてもそういう縦の流れから見ると当たり前に作ってしまうという、役所と一般住民の感覚の乖離みたいなのが、その辺になって出てくると思うんです。一般の方はこの事業がどこから来ているんだ、なんだではなくて、そこに被害が治まりそこで農業がうまくいけばいい、あるいは住めればいい、それはどんな事業が来ているかには関係ないわけですよ。その辺、すごく皆さんの感覚が今日聞いていてもおかしいなと。この評価というのはあくまでも県民の評価ですから、個々の話としては皆さん専門だからよく分かると思うんですけど、その辺の姿勢が欠けているなというふうに思います。

(朴委員)

私の話がまだ終わってないところだったんですが、速水委員の方からも言ってくれたので全く同じです。私の話をまとめますと要するに、あれだけ1割弱に10年とかそういう短い時間でそれだけできているということは、日本の農業に関わる政策がすばらしかったということで、いいよというふうにしていくのか、だとすればこのダム事業は一体なんだったんだということで、さっき私が申し上げたように、この農地防災ダムという事業は、

もうこれからはいらんんじゃないのと言われても、しょうがないんでしょうかということだったんですね。だからまとめますと、これをこういった形で表を出していただいたのはありがたいんですけども、これで結論を出さないといけない立場から考えてみると、この分かるところ、分からないところを踏まえた将来予測のシナリオがあって、計算をしたところ大丈夫だということであるとするならば、これからはデータの出し方を工夫していただきたいと、それが一点。再評価の視点でも、この事業はなぜいらんのかということ、中止なのかということが大きく三つ挙げられておりまして、農地が減った事、それから農業に関わる人たちが高齢化した、農業人口が減った、それから災害が減ったという大きく三つの理由を挙げるということであるならば、データもそれに見合ったデータを出していただかないと、出されたデータに基いて、プレゼンが行われたものに基いて、審査をするものから見ると、その辺の部分を総合的に分かるようなものへの工夫をお願いしたいなというふうに思います。それでまとめなんです。

(委員長)

はい、ですからこの中止に至るシナリオということについてはよく分かるんだけど、それを裏付けるデータとしては、これは十分ではないというのが大方の今の意見ですよ。ですから中止に至る理由については了解はできると、じゃあどうするかと、では後次回がありますので、次回までにそういう、できる限りのそういう補完的な資料の提示ができますか。

(農業基盤整備課長)

はい、申し訳ございません。今農業者人口、そして高齢化の話、そして農地面積の話、そしてそれに伴う被害相当を50年確率として試算した部分のそういうふうな根拠等を付けさせていただきませんでしたので、これは大変申し訳なかったなと思っております。次回と言いますか、先生方にそれでは再度その辺の資料をご説明申し上げてご理解を賜りたいと思っております。

(速水委員)

あと、よろしいですか。今後の方針の中に河川整備の必要安全度を向上させるために検討するというふうに書いてございますけど、一つは三重県内の二級河川の安全度って一体いくつぐらいで、というのが私分からなかったのも、もし次の機会があればそういうのを教えていただきたいということ。それと先程、またちょっと元の話になるんですけど、例えば災害復旧なんかで効果が出てきたというふうな話であれば、全体的な河川改修というのも一つの方法なんだろうけど、例えば災害復旧というのは局所的局所的に手をつけていくわけです。全体的な河川改修とそういう局所的、局所的な対応というものとのコストというのはだいぶ違うと思うんですね。最近よく言われているように、例えばどこが危ないのかというふうな、河川一つの全体の流れの中で局部的にどこが危ないのか、特に危ないところの色分けから始まって、そこからどこまでその事業を広げていくのが適切で、全体を見れば費用対効果というのはちゃんと1以上にありますよという話なんですけど、例えばこの部分というのは費用対効果は2以上ありますと、しかしこっちはよく見れば0.7ぐらいしかありませんよというふうな形は今後出てくると思うんですね。だからある程度箇所を小さく分けながら投資と効果というものをこういう長距離の、というか大きな事業というのは見ていく必要が今後あるんだろうというふうに思っていて、その辺も今後ちょっと注意していただきたいなと思います。

(福島委員)

私も速水さんの意見に合わせてお願いしたい事があります。今度河川整備の方でこれを代替していくというお考えなんだそうですが、どうも5分の1、2分の1の今の実態を将来は20分の1にしたいとかおっしゃっているんですが、20分の1というのは三重県中の河川の中でどういうふうな安全度になっているのか、あるいは全国で20分の1の河

川というのは実際にどのくらいあるのかとか、そういうお話も聞かせていただきたいなと思っておりますし、全体にこういう河川事業が代替していると、事業費はだいたい結構なんですけどどのくらいの事業費がかかるのだろうか、20分の1にするのはどのくらいの事業費がかかるのだろうかということを、ちょっと簡単に試算していただくといいのかなというふうに思っておりますので、それをお願いしたいと思います。

(委員長)

今後の対応方針の河川整備について、上流で5分の1、下流で20分の1というようなものにするためにどれくらい投資が必要なのかと、そういう見通しを聞きたいということですか。

(河川課長)

その件について、私、河川課長の方から答えさせていただきます。尾呂志川の当面の方策でございますけど、一応2.1kmの下流部分の人家の多い所は20分の1目標、それから上流は5分の1とやっています。これについては一応事業費として概算額でございますけど、5億円ほど考えております。それで内容といたしましては、極力河道掘削で断面を取る、改修の場合は堤防のかさ上げ、それから引き堤、河道掘削とあります。その中で比較的工事費的に安くできるのは河床掘削と考えてますので、具体的にそのできそうな河床掘削で考えて一応5億円ほど考えております。これについても私も毎年1河川で、補助でやる場合は別ですけど、通常維持的に考えていくと、いいところが2000、3000万というふうに考えてます。それでいくと今のところ15年くらいかかるかなと考えています。

それともう一つは人家連たん部分とその上流部分ですね、やはり私どもが河川改修する場合の常套の手段としてはやはりそういう効果の高いところ、やはりどうしても人命、人の財産、農地ももちろん財産ですけども、やはり人命が先になりますので、5億円の中でも人家連たんの2.1kmの部分を中心に考えていくべきかなと考えております。

それともう一つ河川改修のことをちょっと出たんですけど、河川改修の基本として考えておりますのは、今いった人家連たん中心なんですけど、その中でも次に考えるのは川の場合、下流からやる、それからもう一つは狭い部分、全体に見まして川の場合、自然のもので、狭いところもあれば広いところもありますので、下流からやる基本原則の中で、やはり部分的に狭い、極端なところがあればそれを取る。もちろんその場合は下流見合いで段階的に取っていくということですね。そういう河川改修の考え方をしております。それと安全度の考え方なんですけど、私どもが今考えているのは、時間60ミリぐらいの雨の対応で、これは雨の強さというのは場所にもよって若干違うんですけど、概ね5年から10年ぐらいの確率のものと考えております。その整備で今現在、これは一級二級を合わせて県管理の区間でございますけど、36%ぐらいの整備率になってます。それと普通改修で結構時間をかけているものは、将来30分の1とか50分の1で取っているんですけど、よくあるのは災害関連とか助成、関連は部分的なものですけど災害助成で一連やります。この辺の近いところで松阪の阪内川、あそこはかなりの延長をやっております。あそこで今現在評価しますと、だいたい10年に1回ぐらいの感じになってます。だいたいそういう災害がらみでやるものが10年前後の確率で改修されてますので、尾呂志川の場合も下流は確かに人口は多いんですけど、20分の1程度の改修であればそう他河川に比べて遜色ないと考えております。以上です。

(福島委員)

そうすると掘削だけで20分の1の安全度に上がるということなんですね、一応。

(河川課長)

この場合は現地を見たり図面の判断で、大きく構造物がいらなくても掘削で河積がかなり取れると判断しております。

(福島委員)

そうすると公共事業は本来割と簡単というか、そんなに投資をしなくても安全という面ではひょっとしたらもっと上がったということがあるということですよ。

(河川課長)

それは地形によっても異なります。それでこの場合、割に河道的には広い、ただ三重県の南部地方に位置しますので、かなり雨も多いし、結局紀南地方の河川の場合、土砂流出も多いので、そういう溜まっていく、我々も完全ではないんですけど、やっぱり維持修繕的な意味で取り除きとか部分的にどこかにたまった部分については取るようには努力はしておりますけど、最近河川事業も非常に苦しいので、その中の配分では問題があります。ただ今言われたように都市部、伊勢湾沿いですね。この場合ですと伊勢湾台風とかによってかなり整備はされてます。その整備されたときに人家もかなり張り付きますので、そんなに河道にも、それで人為的にかなり手を入れてますので、それをその時にかなりの断面を確保していきますので、それをもう一度再改修となるとやはり堤防から作り替えるケースが多くなりますので、一概にいけないと思います。ただ南の方は割に自然の河道になっている場合が多いので、掘削で今回の場合はかなりの効果が上げられるので、そういう発想をしました。

(福島委員)

結構多額のお金をかける公共事業、大きな公共事業に、簡単にそれがもっと発想を変えれば、割と安全度が上がるんだよという極端というのか、お聞きすると結構極端な感じで、本当にこちらの方の掘削だけで大丈夫という考え方はいいのかなというふうな危惧を思ったんですが。

(委員長)

それについての話だということですけどね。それでは先程から朴先生なんかから中心に出されたことについての、再度の資料の補足は次回にさせていただくということで、この事業について何か他にございますでしょうか、はいどうぞ。

(木本委員)

まず第1に中止にされたという英断、これは一番だと思います。なんと言っても、それで前向きに取っていただきたいのですが、朴委員からおっしゃっていただいたダムでない河川防災事業、農地整備事業、農地防災、これでかなりの効果を上げているのだというご説明なので、このB/Cも併せて、つまりダムでB/Cを計算されましたけれども、おっしゃるようによくの拠点的な防災でこれだけ効果を上げたんだと、ですからそのB/Cを次回是非出していただきたい、難しいでしょうけれども農地あり、建設事業あり、というのはこれが恐らく代替案としては非常に強力なものになってくると思うんです。一つそれを是非お願いしたい、だめですか。

(農業基盤整備課長)

先生がおっしゃってますのは付近の土地改良事業、いわゆる排水路改修、もしくは既設の尾呂志川の災害復旧等の投資額と投資額に対するB/Cというそういう考え方を示したらということでございますね、追跡調査をさせていただきながら。

(木本委員)

それをさせていただくと。難しいかもしれませんが。

(農業基盤整備課長)

どういう格好にまとまるのか分かりませんが。

(木本委員)

決して足を引っ張るつもりはなくて、前向きの質問だと取っていただいて、もしできればそういう計算を出していただくと非常にありがたいのではないかなと、あくまで県民の立場で。

(農業基盤整備課長)

雨の降り方も昭和40年代、50年代の前半と、そして今申し上げてます現在の10年間を中心としたところとは、南の方ほ雨の降り方もかなり実は違ってきているんです。そういう状況の中で今、50分の1という状況を想定しながら平均被害額を出しているというところもありまして、一概にそれが。

(木本委員)

10年に1回取るというのは、これは任意ですか。直近の10年をとるか前の10年をとってもいいんですか。

(農業基盤整備課長)

直近の平成9年から昭和62年までの部分しかないの、金額的にリンクする部分がないので、一つ中心としながら、後の雨の降り方は前後というか過去のデータがございますので、過去のデータに照らし合わせながら推定しているというところでございます。

(木本委員)

決してもとの計画を非難しようとかそういうものではないんですよ。中止されたのは大英断だと、これは一番の評価なんですけれども。私の申し上げているのはそのような総合的な防災効果というもののB/Cというものは、今後非常に大事ではないか。ダム以外でこれだけの効果があったとさっきからおっしゃっているんです。もちろん雨に対しては分かれますよ、ずっと近年小雨傾向だということ。ただそのB/Cもこれからは非常に検討すべきではないかなという意味で計算できないのかな、できれば出していただきたいということなんです。

(農業基盤整備課長)

はい、検討させていただきます。ちなみにここは防災ダム事業の受益地の中で、余り大きな、本格的な基盤整備事業というのはありません。本格的な基盤整備事業というのはそこに対応するすべての効果、排水路を置く、用水路を置く、道路を置く、そういう状況のおおののB/Cを出して、今申しました1以上であるという結論を出して事業を実施しているという内容でございます。ただ、今申し上げましたいわゆる県単レベル、町単レベル、そしておおのの災害復旧レベルの事業費に対してどうなんだとおっしゃる事もよく分かりますので、できる範囲内で調査をさせていただきたいと思えます。

(木本委員)

無理を申しますが。それから後、これはお答えいただかなくていいんですが、河川の方で、「維持流量」とぼつと言われたんですが、次回から維持流量と正常流量との区別について、同じものなのかどうかということ、そこのところの使い分けを次回から明確にさせていただきたいと思うんです。

(河川課長)

維持流量と正常流量は一緒、正常な流水の状態を維持するための流量になってございますのでイコールでございます。

(木本委員)

その辺を、いわゆる旧来の河川維持用水とかいうそれと、ですから今後はずっと正常流量という用語に統一するということですか。イコールと見ていいんですね、使われたのは。(はい。) はい、ありがとうございます。

それからもう一つ、掘削で整備されておられるんですが、確か防潮樋門もあったんですね、河口に。

(河川課長)

ここは河口には防潮樋門はございません、尾呂志川の場合は。

(木本委員)

ええ、掘削が効果があるのかなと、ちょっと僕は引っかかるんですけども。これはプロのされる事ですから、ちょっと僕は引っかかるものがあるんです、あそこで掘削というのは。

(河川課長)

河川の流量増の場合は一応流れる断面確保ということで、その方法として引き提、かさ上げ、掘削、その3要素のうちの一つ。たまたまこの場合は掘削でかなり効果が上がる、その三つの中でも掘削は私ども一番安価な工法と考えてますので、実際具体性はあると判断しております。

(木本委員)

安価で断面を確保するという観点からいくといいんでしょうけど、水が流れる観点からするとそれはどうなのかなと、ちょっと私は引っかかる。

(河川課長)

その辺はもうちょっと研究してみます。ただ断面確保という数字の上からの判断ですの

(木本委員)

それと最後ですけど、地元の町長さんですか、要望が出てます山地をどうするか、山地を適切に管理してくれとか、要望が出ていると思うんですが、これはどういう手当をされますか。

(農業基盤整備課長)

3の環境保全につながるような跡地利用を検討していただきたいと、こういう1から5までの内容でございます。私どもこの中止にあたりまして、中止というの方向性の中で、御浜町とも十分協議させていただきました。その中で、既に議会の中でも議論されている内容でございますが、中止はやむを得ないだろうという言い方がございます。その中で実際に後の土地の有効利用、約14haでございます、10数haでございます。これについて環境保全につながるようなもの、そして町民の憩いの森になるようなもの、そしてまたあそこは源氏ポタルの原産地という、非常に、そういうふうな希少生物もございます。そういうところで憩いの森となるように、余りお金をかけなくて自然が守れて、なおかつある程度のハイキングコースとかそういうところのものも少しはほしいなど。そういう言い方がございますので、我々としては県民局と町と今協議をさせていただきながら、大きく人手をかけなくて、金をかけなくて、自然を守る姿の中で憩いの森として活用していきたいなと考えているところでございます。

(木本委員)

ありがとうございます。すいません、丁寧なご解答ありがとうございました。

(委員長)

他に意見ございますか、はい、それでは。

(大森委員)

先程から問題になっているこの一覧表なんですけれども、数字だけの事ですけど、農業被害の方は激減しているというふうに読んで構わないんじゃないかと思うんですが、一般公共被害の方がそれほど激減というほどでもないように思うんです。そこらへんをどういうふうに解釈されているのかというのを教えてください。

(農業基盤整備課長)

まず、道路とか河川等は非常に直接的な部分でございます。それを超えて次に農地が、背後地があるということですから非常に2次的な被害だと考えております。ですから1次的な被害の部分は、減じ方が非常に少ないかなと、雨の部分もございまして、何度も申し上げますように災害復旧等の状況もあります。その中で今木本先生もおっしゃいましたが、農地の方は部分的に排水路改修なり道路改修なり農地改修が徐々になされてきていると、そんな効果が農地の方は特に守られる側、2次側でございますので、その減少額が非常に急激だったのかなというふうに、相対的にはそういうふうに考えているところでございます。

(大森委員)

もう一つですが、建設予定地に、要するに買収に応じて、土地を手放された方々、という方たちですね、これ30年ぐらいかかっているんですね、事業開始から。結局30年というのは1世代変わっていると考えていいぐらいのタイムスパンだと思うんですけども、それだけ30年、「ダムができるぞ、ダムができるぞ」と言われ続けて土地を手放し、ほとんど山林みたいですけども、山林も結局30年放置しっぱなしですわね、買収に応じた方のところは。そういう形で、拳句の果てに「止めました」と、要望書はすごく丁寧な良くしてくださいということだけ書いてありますけれども、地元の方にとってはもう怒りを通り越して「なんじゃこれ」というような落胆がすごく大きいんじゃないかなと思うんですよ。ダムができたことの効果がどうのこうのという説明以前の話として、そこらへんのフォローというか、ケアというか、県の方も30年って絶対担当者も1世代変わっているぐらいのスパンなんで、そこらへん本当にやはり公共事業というのは走り出すときにすごく考えなければいけないと思うし、30年放っておいて中止ですかって言われかねない状況だというふうに思いますので、言い訳は本当にいくらでもあるとはもちろん分かりませんが、もうちょっと何とかならなかったのかなというのが、すごく正直な感想です。

(農業基盤整備課長)

私どももこういう方向を摸索しているときに、地元は何度となくお邪魔させていただいて、皆さん方に今のような状況をご理解いただいて、一言でいうと納得いただいたということございまして、思いとしましては先生がおっしゃったような思いが心の中にはあるのかなと思いつつ、表面的には納得していただいたということでございます。

(委員長)

では青木委員どうぞ。

(青木委員)

被害状況、これは10年単位で比較をしていただいているわけですけど、その結果非常に被害が激減をしているという状況でございます。その中には、さっきおっしゃったような雨量の問題もあるわけでしょうし、その地域のある程度河川等の基盤整備が済んでる部分もあると思いますし、また受益地の農地面積がだんだんと減少をしているというようなことで、結果被害が減少したというふうに思われるわけでございます。

先程話あったような、そういった少し細かいデータを是非次回に出していただければ、これはこれで基本的に中止をするという方向は皆さん余り反対ではないんじゃないかという気がいたしております。ただ共同でやってみえます国土交通省のほうのいわゆる流水の正常な機能維持というのが、これを止める事によってどの程度維持していけるかと、代替策とかそういうものでお考えになって見えるんだと思うんですけど、そこらへんが一つ大きな問題ではないかと思っております。そういった方向でいろいろなご検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(速水委員)

一つお願いしたいんですが、長期化になった原因が河川協議が、何回か河川の指定が変わったりして、かなりこれは大きかったんだろうというふうに理解しています。特にだからといってどうというつもりはないんですが、一応それが大きな原因であったということでお願いしたいんですが、河川協議の流れみたいな、どの時代にどういう議論があって、どこが非常に難しかったかとか、できればだいたい年にどれくらい打ち合わせがあったかとか、実態をやっぱり出していただきたいなというふうに思っております。

(委員会)

それも次回で結構かと思っておりますのでおまとめをお願いしたいと思います。

それではこれ以上、ご質問などないようでございますので、今日はこの尾呂志、片川の共同事業についての議論はこのあたりにしたいと思っております。

それであともう一つ、鳥羽河内ダムの説明を今日はいただく予定になってますので、ちょっと時間を押してますんですが、事務局よろしいですか、どうでしょうか。この説明まで今日はしていただいて、今日は閉会したいなと思っております。はい、それではどうぞ、この説明をお願いします。

(河川課長)

それでは続きまして鳥羽河内治水ダム建設事業について、説明資料3で説明させていただきます。よろしいでしょうか、

まず事業名でございます。事業名は鳥羽河内治水ダム建設事業で、事業主体が三重県でございます。所在地は鳥羽市河内町奥河内地先です。位置の説明を簡単にさせていただきますと、国道167号線から鳥羽市内に入りますと、国道沿いのところに鳥羽駅、鳥羽水族館がございます。鳥羽駅から志摩方面へ2kmほど進みますと二級河川加茂川の河口、安楽島大橋付近に出ます。そして加茂川に沿って約4kmほど上流に進んでいただきますと鳥羽河内川との合流点となります。鳥羽河内川の合流点から鳥羽河内川を更に4kmほど上流に上っていただいたところがダムの予定地となっております。

それでまず事業概要でございますが、事業概要の中でまず事業目的、1番としまして洪水調整でございます。ダム地点の計画洪水流量、毎秒300m³のうち、245m³の洪水調整を行ない、洪水被害を軽減します。その次、2番目として流水の正常な機能の維持です。ダムに貯留した水を利用して既得用水の補給、渇水時の動植物の保護に必要な水の確保を行います。この二つが大きな目的となってきます。

事業の内容でございますが、ダム形式として重力式コンクリートダム、ダム高50m、堤頂長235.25m、堤体積としまして12万4000m³、総貯水容量が550万m³でございます。そのうち有効貯水量が485万m³、堆砂容量が65万m³でございます。有効貯水量485万m³のうち、洪水調整容量が365万m³、流水の正常な機能の維持容量として120万m³を考えております。湛水面積は43haでございます。

その次、事業の進捗でございますが、事業の経緯といたしまして、昭和50年度実施計画調査に着手しております。平成9年度建設事業に採択され、地質調査を主体としてダム計画、構造の検討を行ってまいりました。

事業費でございますが、全体の事業費は209億円、平成12年度の事業費が1億円、平成12年度までの投資額が14億2900万でございます。12年度までの進捗率とし

まして6.8%でございます。

その次、未着工あるいは長期化の理由でございますが、昭和50年度から実施計画調査に着手しましたが、地元の同意を得るのに相当な時間を要しております。経緯を説明しますと、平成5年11月に地元河内町にてダム建設賛成決議を得ておりますが、翌平成6年1月には賛成決議を白紙に戻されるという事態が起こっております。しかし平成6年10月には住民投票が行われ、賛成決議を得ることができました。

以上のように過去はダム建設をめぐり住民の間で賛否両論があり、住民投票まで行われ、同意を得るのに相当時間を要しましたが、今日ではダム工事の早期着手を地元は強く望んでおります。またダムは重要な構造物である事から地質調査等を綿密に検討する必要があったため、時間を要しております。

次に事業をめぐるとして社会情勢でございます。表に表してありますように、洪水や湯水被害の実績があります。洪水被害としては特に昭和63年には死者4名、浸水農地面積186ha、一般被害額10億円、公共土木災害額17億円の被害が出ております。ここに出しました写真でございますが、鳥羽河内川の合流点より少し下のところの灰原橋の状況でございます。この付近でもその当時死者の方が出ております。

その次が鳥羽河内川の合流点より上流の近鉄松尾駅付近から加茂川と、それから山のすそのところに167号線の道路が走っております。このあたりも一面浸かったような状況でございます。それでこの災害を契機として加茂川災害助成事業が実施されております。

その次に1枚めくっていただいて2ページをご覧ください。湯水の被害としては、ここにもありますように昭和60年からほぼ毎年のように川からの農業用水の一部確保ができない状況がございます。あお、現在の鳥羽河内川の治水安全度は概ね2年に1回の割合で洪水被害が起こる確率であります。加茂川は概ね10年に1回の割合で洪水被害が起こる確率であります。湯水につきましては近年ほぼ毎年のように湯水の実績があり、農業用水を鳥羽河内川の表面取水に頼っているため、水の確保に苦勞をしております。

その次費用対効果の面、代替案への関係で簡単に見ていただきます。

加茂川の改修にあたり治水プラス河道改修案と河道改修単独案の比較検討をした結果、ここにもありますように治水ダムプラス河道改修案が経済的であることからダムを含めた河川改修を計画いたしました。それで費用対効果の分析としましては国土交通省河川局による治水経済調査マニュアルにより費用対効果を算出しますと、説明資料の2ページにありますように、B/Cが1.37となります。総便益のBはダムを建設する事によりダムより下流の家屋、農地、道路とか河川等への洪水による被害の軽減額でございます。費用対効果の検討結果よりダムによる投資効果が高いこと、また死者4名を出した被害を63年度に経験しているということもあまして、二度とこのようなことを繰り返さないためにも、治水対策として必要な鳥羽河内ダムを引き続き継続していきたいと考えております。今後ダムの建設に向けてのスケジュールとしましては、河川整備基本方針、河川整備計画、環境アセス等の法手続きを行ない、ダム本体工事の準備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、どうも説明ありがとうございました。それでは今の説明につきましての質問があれば承りたいと思います。

(福島委員)

地元の方で賛否両論がかなりたくさんありましたよという説明でしたが、実際にどういうご意見があったんですか、意見があって賛否が分かれていたんでしょうか。

(河川課長)

私も今時点で、これは平成6年当時ですので、地元で賛成決議、これは恐らく自治会が何かの集まりだと思っております。それがまた翌年の1月ですね、それがそこで反対になって、それで最終的に住民投票にかけたということで、住民投票の数字の結果としては確認

はしておりますけど、人数的には一応90。

(福島委員)

人数とかは分かるんですけど、なぜ、どういう理由で賛成の方がいて、どういう理由で反対の方がいたのかということですが。

(河川課)

長い経緯があるんですけども、どうも地元のほうから公共事業に対していろんな要望が挙がってきていたと、そういった要望を詰めるのに非常に時間がかかったとは聞いております。一部にはやはり環境的な心配もあったとは聞いております。

(福島委員)

環境的なことが心配で。

(河川課)

というのもあった、それは本当に一部の意見ですけど。ただ一番大きいのはやはり地元の公共事業に対する要望が非常に大きかったということで、そういったことを煮詰めるのに時間がかかったと。

(福島委員)

要望が大きかったとは。

(河川課)

要望がいろいろあったと聞いております。道路を直せとか、いろんな要望です。

(福島委員)

もっとこうせよ、ああせよというふうな、要望が大き過ぎて。

(河川課)

過去25項目の要求とか、13項目の要求とかいろいろ出てございます。

(福島委員)

ああ、もうちょっと何か分かりにくい説明だったんですけど、そういうふうなことでよろしいです。

(速水委員)

ではせっかくですから、多分県に対していろんな反対の意見書だとか、要望書みたいなのが多分その当時出たと思うんですよね、もしよろしければ次回にでもそれをちょっと拝見させていただければ、具体的な中身が分かるかと。

(福島委員)

それが実際出てこないと、なかなか私たちも具体的に分かりにくいのでは。

(委員長)

ちょっと今の説明だけではこんなに長い時間、いろいろ着工までに時間がかかっているというのは、ちょっと理解しがたいですね。

(河川課長)

こちらの方にダムの方の今までの経緯を、ちょっと長いやつをまとめたんですが、ちょっと説明させていただきますと、昭和50年度に実施計画調査に着手しまして、52年3月に

河内ダム対策委員会ができております。地元で。それで63年10月に鳥羽河内ダム話し合い協定書を締結しております。それと3年の12月20日に鳥羽河内川に対する要望書、これが25項目出されております。それと平成5年11月16日に鳥羽河内ダムに対する要望書に正式解答を出しております。

(福島委員)

これを拝見しておりますと、全体の賛否の比率とかは分かるんですけど、なぜそういうふうに対処していたのか、賛成していたのかというのが、全然伝わってこないんですけど。

(河川課長)

そしたらそのあたり、今日のも経緯だけで、内容になりませんので、次回までに準備をしたいと思います。

(委員長)

そうですね、資料を見せていただきたいと思います。

(河川課長)

はい、分かりました。今回ちょっと準備が不足です。

(委員長)

それではこれ以外に質問あったらお願いします。木本先生。

(木本委員)

次回で結構なんですけれども、3本の河川がありますので、いわゆる流量配分図というんですか、治水計画上の、それと河川環境基本うんぬんがあるんですけども、それを一度ざっと次回ご説明願えればと思うんです。

それともう一つ農地防災ダムがあるはずですが、同じ形式の。これが農地防災計画の流量うんぬんに対してどのぐらいの効果、実例があったのか、これはもう実測値があると思うので、今回も恐らくオリフィス形式のダムだと思いますので、その判断材料として洪水時の、どう機能したかということをも是非ミニチュア版として出していただきたい。

それからいろいろって申し訳ないんですが、三つ目、洪水カットの表示なんです、我々は分かるんですけども、例えばピーク時100トンは何トンカットするというんですが、具体的に普通の方に分かるにはそれは総量で何時間何トンカット、これはいろいろルールがありますけれども、そして基準点で水位をどれだけ下げるとか、いわゆる地元での効果はどうだということ表現していただいた方が分かりやすいかなと思うんです。以上です。次回で結構ですので、

(河川課長)

次回これは準備させていただきます。

(朴委員)

これはちょっと説明をもうちょっとお願いしたいんですが、費用対効果の分析のところ、これは昭和50年、今から25年前ですか、のことと、今現在の貨幣価値とか、物価指数とかそんなものが変わっていると思うんですけども、分からないのが、B/CのCのところ、建設費は今の貨幣価値で変えた、維持管理費もそうだった、残存価値もそうだった。これがマニュアルだったというふうにしてこういうふうな形でB/Cを計算したということなんですけれども、こういったような今の価値で変えるというのは簡単にできるものなのか、そこでちょっと残存価値というものをどういうふうなところで、5億ぐらいになっているんですが、それはどういうふうにして計算するのか、それをもうちょっと説明をお願いします。

(河川課長)

この2ページの費用対効果の説明ということですね、ちょっとこれは式で書いてあるので簡単すぎるので、中身をもう少しというあたりで理解させてもらってよろしいですか。

(朴委員)

維持管理費は分かるんですが、マイナスの残存価値、これはどういうものなんですか、例え。

(河川課長)

これは総費用の方でここに書いてありますように、建設費とその後一応50年間、耐用年数50年としますので、50年間の維持管理費を出したのちに、まだ残存価値が計算上ですけど、まだこれから作るものですけど、概ね10%ぐらいの価値が残るとして、その投資効果の中から価値が残っているということで引くという式になっております。

(朴委員)

年毎に少しずつ割合を変えながら計算するのではなく、エイヤーと言って全体の費用の何%というふうにするんですか。

(河川課長)

今計算式の上なんですけど、一応作って50年間の効果になる、50年間の当然維持管理はいりますよね、維持管理と、それが50年たった時点でまだ、残存価値の考え方なんですけど、今それは一応約10%程度の価値があるとして計算しなさいという手法に基いて計算をしております。

(朴委員)

すいません、ちょっとこの残存価値の部分が分からないので、もし最後に50年たったらコンクリートの塊はむしろ撤去するなり、何するなり、かえってお金がかかるよと、残存価値どころではなくて何というんでしょうか、これをまた新しく、例えば何か作り直すのに、むしろ産廃に近いような形で撤去するのにお金がかかるんだとか、そういうようなものではなく、それでも50年間使って、また価値が残るんだという考え方ををするんですか。それはちょっと分からないんで、別に皮肉を言ったわけではなく、その考え方をちょっと教えてほしいと。

(河川課長)

今、コンクリートの構造物はだいたい50年の耐用年数ということでやってますけど、実際のところ、50年たって全部が全部だめか、それとまた50年たったら当然多少の劣化もありますけど、ただそのもの自体を利用してまた補強するという事も考えられるし、その時にやっぱり補強する場合でしたら残存価値というのは考えられます。ただ、今言っている10%が、いいのかどうかというのは、これは私どもそこまでは多くは見てませんが、一応マニュアル上、そういう統計的なものを見ていると思うんですけど、一応我々の方に言われているのは、50年見て、その後10%の残存価値を見ると、これ一つ計算手法の問題ですので、必ずしもこのとおりになっているかどうかというのはちょっと私の段階では、お答えはできませんけど、そういう指導はされてます。

(大森委員)

事業の進捗状況のところを見せていただくと、25年前に調査着手ですよ。調査着手してから25年たって、その次の今後のスケジュールのところを見せていただくと、今から整備基本方針を立てて、河川整備計画を立て、環境アセス等の法手続を行うとなっていますが、このダムは一体いつできるんですか。

(河川課長)

これは今の段階の予定でございますけど、もし継続が認めいただければ、平成13年度中に計画審査会、これは本省内部であります。それを予定しております。それで14年度中に今言いました、河川整備基本方針、河川整備計画、それから環境アセス等の手続きを考えております。それで平成15年度末には用地買収に着手し、16年に工食用道路を、それで平成19年あたりからダム本体の着工を考えておまして、一応今の段階ですと完成は平成24年の予定をしております。

(大森委員)

先程用地買収に30年かかったダムのお話を聞いたばかりですので、用地買収に1年度ぐらいしか見込んでいらっしゃらない、また随分状況が違うのかなと思うんですけれども。あと11年後ですか、計画どおりいくと工事が完成すると。それで先程の話、そこから50年ダムとして機能して、その間のB/Cの根拠になった便益が生ずると、そうすると平成、平成じゃないだろうけど、平成74年度ぐらいに50年たってコンクリートの塊と化すと。その時に先程残存価値というお話を朴先生からも質問が出てましたけども、私もやっぱりこれは巨大な産廃が子供の代に残るのかな、みたいな事をちょっと考えてしまいます。先程の同じことを言いましたけれども、すごいタイムスパンだと思うんですよ。平成74年度にコンクリートの何トンの塊があの中のできる事に対して、一体誰が責任が取れるのかということを見ると、やっぱり本当に慎重にならなければいけない事業を皆さん方担当をしていらっしゃると思うんですよ。ですからそこらへんを含めて、今から環境アセスもしていただくということですので、地元の意向も先程出たように、ちょっと変化が見られるようですし、いざ次回いろんな資料を出していただいても、私自身、これを継続してくださいという判断を自分がここで下していいのだろうかということまで含めて、とても怖い役割を仰せつかったなというふうに思うんですよ。そこらへん本当に公共事業は難しいところなんですけど、10年前と今と公共事業に対するみんなの認識の仕方ってすごく違いますよね。10年か15年でこれだけ変わっていて、それを60年先の事まで今決めなければいけない。それを全部含めた上で慎重な判断をしていくべきだと思いますので、プラスの材料もマイナスの材料も全部さらけ出して、だからといって70年先のことを怖がっていても仕方がない。便益の部分ももちろんあるというふうに思います。だからその辺も、もちろん私自身の自分の判断も含めてですけども、恐れずにきちっとした判断をしなければいけないなということ、担当者の方もやっぱり肝に銘じていただきたいなというふうに思います。これはごめんなさい、意見です。

(委員長)

解答よろしいですか。

(河川課長)

先程の用地買収の件ですが、これは15年末から着手して、工事にかかるまで4年ぐらいまで見ております。これが一点です。それとここまで確かに時間がかかっておりますけど、やはり地元のほうもその分いろいろ、最近変化もございまして、私この4月から今の席ですけど、地元の方の熱い陳情も受け取って、一日も早く工事にかかるようにという要望も受けております。それともう一つは残存価値うんぬんですけど、確かに50年後私も自信はありませんが、ただこういうタイプのダムはここが初めてでもないし、恐らく今までに、恐らくもう50年たっているところもあると思います。それはそれなりにどういふふうにしていくかということも確立はされてくると思いますので、それはまた後の期待したいと思います。あと、地元のそういう要望項目を含めて次回また、地元の熱意の方も十分説明させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(委員長)

これ以外のご意見何かありますか。はい、よろしいですか。

それではこの件についてまた次回に、少し資料も追加しながら審議ということにしたいと思えます。

それでは本日は二つの事業についての説明と若干と質疑ということでありました。それでは次回にまた審議ということでありますので、資料の再検討をよろしく願います。それでは議事次第4の、その他があるようですが、事務局の方で願います。

(県土整備部長)

すいません、今日は本当にいろんなご提言、ご審議をありがとうございました。特に最初の方の生活用水と農業用ダムの関係について、ご指摘にところを私どももちょっと軽率だったなというふうに反省しておりますので、次回までには全体の立場というか、県の事業という立場で、十分な分析評価ができるかどうかはちょっと自信はありませんが、精一杯分かりやすい評価をして、またご相談をさせていただきたいと思えます。またそれ以外いろんないただいた意見はできる限り対応をして、次回に望みたいと思えますのでどうもありがとうございました。

(委員長)

それでは事務局の方から。

(公共事業推進課長)

次回の予定でございますが、今回は8月の2日木曜日でございますが、よろしく願います。それで今回は今日と同じように午前10時からでございますが、午前午後ということで、かなり長時間になると思えますが、大変恐縮でございますがよろしく願いを申し上げたいと思えます。場所は『グランパールあさあけ』で開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(委員長)

それではこれをもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(公共事業推進審議監)

それでは13年度第1回三重県公共事業再評価委員会を終了させていただきます。委員の方には長時間に渡る審議、どうもありがとうございました。

終了12時15分